

新見市選管告示第 7 号

指定投票区及び指定関係投票区の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第7項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における指定投票区及び指定関係投票区を次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

新見市選挙管理委員会
委員長 中山博文



指定投票区名	指定関係投票区名
新見第 2 投票区	新見第 1 投票区 新見第 3 投票区～新見第 2 3 投票区 大佐第 1 投票区～大佐第 6 投票区 神郷第 1 投票区～神郷第 5 投票区 哲多第 1 投票区～哲多第 6 投票区 哲西第 1 投票区～哲西第 4 投票区